

平成31年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第7号説明資料

平成31年2月14日

大磯町火災予防条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2

消防総務課

大磯町火災予防条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

違反対象物に係る公表制度の実施について（平成25年消防予484号）が総務省消防庁より通知されたことに伴い、大磯町火災予防条例の一部を改正するものです。

○ 改正内容

1 目的

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するものです。

2 公表の対象となる防火対象物

消防法施行令で定める特定防火対象物で、立入検査において消防用設備等に係る違反が認められ、その結果を通知した日から一定期間を経過した日においても、なお当該検査結果と同一の違反が認められるものが対象となります。

3 公表の対象となる法令違反の内容

消防法で定める技術上の基準に従って設置しなければならない屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備について、設置義務があるにもかかわらず、当該設備が一切設置されていないものが対象となります。

4 公表の方法

違反対象物の公表は、町ホームページへの掲載により行います。

5 公表する事項

- (1) 当該法令違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 当該法令違反の内容
- (3) その他消防長が必要と認める事項

6 施行日

平成 31 年 4 月 1 日

大磯町火災予防条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第5章の2 省略</p> <p><u>第5章の3 防火対象物の消防設備等の状況の公表（第42条の4）</u></p> <p>第6章・第7章 省略</p> <p>附則</p> <p>第1章～第5章の2 省略</p> <p>第5章の3 防火対象物 の消防用設備等の状況の公表 <u>（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）</u></p> <p><u>第42条の4 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手續について必要な事項 は、規則で定める。</u></p> <p>第6章・第7章 省略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章の2 省略</p> <p>第6章・第7章 省略</p> <p>附則</p> <p>第1章～第5章の2 省略</p> <p>第6章・第7章 省略</p> <p>別表 省略</p>